# 令和９年度（２０２７年度）予算編成方針

我が国の経済の状況については、景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」を令和８年（２０２６年）７月に閣議決定し、国の令和９年度（２０２７年度）の予算編成においては、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換することを目指すとしている。

本市を取り巻く状況においては、歳入の根幹である市税は、賃上げによる影響の拡大により増加が期待できるものの、米国による一連の通商政策は、輸出を減少させるだけでなく、企業の投資や家計の消費を下押しする恐れもある。また、所得税の基礎控除や給与所得控除の額の見直しや食料品に係る消費税率の引下げなどが国で審議されている中で、地方自治体への減収補填策が不透明であることなど、地方への大きな影響が懸念され、今後の見込みについては楽観視できない状況である。

歳出においては、令和９年度（２０２７年度）に完成予定の西知多道路大田インターチェンジ１号線始め３路線道路新設事業を始めとした道路整備及び継続費を設定している庁舎設備等改修事業などの大規模建設事業が見込まれるとともに、近年の職員人件費の大幅な増加や、インフラ施設を含めた公共施設の老朽化に伴う維持補修費や高齢化の進展に伴う社会保障経費、更には今後、小中学校においては、更新時期を迎えている校舎等の建替えが予定されていることに加えて、近年実施した大規模建設事業に伴う一般会計及び特別会計の市債の償還額は、令和８年度（２０２６年度）で約２５億円、令和９年度（２０２７年度）の見込みで約２９億円、ピークを迎える令和１２年度（２０３０年度）の見込みで約３５億円に増加するなど、将来における経常的な支出の増大が見込まれる。

さらに、財政調整基金については、令和７年度（２０２５年度）予算では約３４億円、令和８年度（２０２６年度）予算では約３７億円と近年、多額の基金繰入をして

予算編成をせざるを得ない状況となっており、この状況が続いた場合、３、４年後には財政調整基金が枯渇し､財政運営に支障をきたすことが想定されることから､今後、職員手当の削減や、特に会計年度任用職員数の削減など人件費を含めた事業費の削減を検討せざるを得ない状況となっている。

こうした極めて厳しい財政状況下にあるものの、急速に変化する社会情勢や多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するとともに、災害に強く、子どもたちや若い世代が魅力を感じるまちづくりを推進するため、別紙に定める重点項目に係る事務事業に対し、優先的に予算措置することとする。

予算要求にあたっては、これまで継続して実施してきた事業を同様に遂行していくことは困難であることから、限りある財源をより効果的・効率的に配分していく必要がある。

そのため、本市が直面する喫緊の課題に迅速かつ的確に対応できるよう職員一人ひとりが経営的な視点を持ったうえで、今後の財政状況を十分に認識し、危機意識を持ちながら、各事業の目標や成果を確認し、各施策の優先度・重要度を見極めた上で予算要求することとする。

また､将来にわたる持続可能なまちづくりのため､財政基盤を強化していくことが､必要であることから、歳入では、国県補助金に関する情報収集や手数料等の受益者負担の適正化等に努めるなど、財源の確保を積極的に行うこととする。歳出では、施策等の評価を踏まえて、職員自らが事務事業の有効性の判断を徹底し、良好な市民サービスの提供と市民満足度の向上につなげていけるよう事務事業の改革及び業務改善を徹底的に実施していくものとする。さらに、事業の合理化及び効率化に努めるとともに、各施策に対する貢献度により事業の優先順位の精査を行うこととし、法令等で定められた経常的な経費であっても裁量のある経費については徹底的に無駄を排除し、真に必要な経費のみを要求するものとし、積極的に経常経費の削減を図ることとする。

なお、原則、新規事業は認めないこととするが、新年度の重点項目に係る事務事業に沿った新規事業を要求する場合は、必要性、費用対効果などを検討し、国県補助金等の財源確保に努めるとともに、スクラップアンドビルドが確実に行われるよう既存事務事業の廃止又は縮小により財源を生み出すこととし、公共施設等の新設、更新、機能増進のためのリニューアル等にあたっては、公共施設等総合管理計画及びＰＦＩ

等活用指針に基づき、長寿命化・集約化・複合化・広域化及び民間活力の活用など、効果的・効率的な公共施設等の整備等を令和２年（２０２０年）３月に策定した公共建築物再編計画（アクションプラン）に基づき要求すること。また、デジタル技術を活用した市民サービスの向上、事務の効率化を進めるにあたっては、令和４年（２０２２年）３月に策定したＤＸ推進基本方針により要求することとする。

これらのことを踏まえ、最少の経費で最大の効果が得られるよう、次の注意事項に従って、要求することとする。

記

## Ⅰ　一般的事項

１　総計予算主義の原則を踏まえ、年間を通した予算を見積もるもので、歳入については制度上可能な財源の確保に最善の努力を払い、歳出については合理的、効率的な行政活動が発揮できるよう検討し、適正かつ詳細な積算に基づく見積書を作成すること。

また、単年度のみの考えではなく、将来への展望を見据えた計画的な予算となるよう注意すること。

２　当初予算編成にあたり、第７次総合計画の第４次実施計画（以下、「実施計画」という。）を基本として、施策ごとの事業費を課等別に集計し、以下の手順で枠配分及び編成を行う。

⑴　実施計画に設定された事業から公共建築物保全に係る経費、特別会計への繰出金及び一部事務組合等への負担金を除いた事業費の一般財源を「実施計画経費」、それ以外の経費については、実施が法令等で義務づけられている経費、債務負担行為設定済みの経費及びその他必須とされる経費を「義務的経費」、施設等の管理（公共建築物保全に係る経費を含む。）に必要な「施設管理経費」、特別会計への繰出金及び一部事務組合等への負担金を「他会計繰出金等」、これら以外の「その他経費」に区分し、令和８年度（２０２６年度）当初予算をベースに一部経費について物価高騰等に伴う上昇を見込んだうえで、新規、隔年実施事業を考慮して算定した額を基準として、実施計画における市税収入等の歳入見込み額の範囲内において経費ごとに削減した一般財源を各部等へ配分する。

そのため、全ての歳出経費を「ゼロベース」で見直し、各部において配分した一般財源の額の範囲内で要求するために職員一人ひとりが経常経費等の抑

制・削減はもちろんのこと、事業の見直しによる廃止・削減を図るとともに、国県補助金だけではなく、民間資金の活用など新たな財源の確保に努めること。

(2)　「実施計画経費」については、実施計画に設定された事業のみとし、配分した額以内での要求とする。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にし、分析をした上での要求とする。

(3)　「義務的経費」、「施設管理経費」及び「他会計繰出金等」については、各々配分した額以内での要求とする。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上での要求とする。

(4)　「その他経費」については、新規事業の要求にあたっても配分した額以内での要求とする。ただし、真にやむを得ず、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上での要求とする。

(5)　配分額は、実施計画財政計画の歳入・歳出見込額が基になっており、今後の経済状況や制度改正により、歳入・歳出見込額が増減することも想定されるため、配分額がそのままの予算として確保されるものではない。

3　行政改革大綱推進計画の推進項目となっているものは、年次計画に基づき、管理目標を達成するために必要な検討を行い、検討内容を反映した予算要求をすること。

4　法令、条例、規則等に基づく予算要求を行うとともに、その内容を的確に把握し、不適切な運用とならないようにすること。制度の改正によるものは、旧制度と新制度との比較をして変更部分を明確にし、根拠条文等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。

また、新たに根拠を必要とする事業にあっては、条例及び規則については総務法制課と、要綱については財政課と、複数の課等が関連する事務事業等にあっては関係各課等と事前に調整し、予算要求と整合を図ること。

なお、総務法制課及び財政課との調整については、制定案又は改正案等をもって調整すること。

5　議会の要望事項、定期監査・決算審査による監査委員の指摘・指導事項、政策推進会議での指示・検討事項、前年度予算査定時及び予算執行時での検討事項等については、趣旨、内容を十分把握し、適正に処理した要求とすること。

6　国及び県における今後の動向を注視し、最新の情報収集に努め、補助金に

ついては的確な交付見込額を掌握し、歳出においては単独分と補助分を明確に区分すること。予算要求後においても国県補助負担金の制度変更等が判明した場合は、事業の見直し等を検討した上で資料等を提出すること。

また、後年度負担となるような事業補助金については慎重に検討すること。

なお、国県補助負担額が廃止となった事業については、原則、事業の廃止を行い、交付率等で削減されたものについては、原則、事業の縮減を行い、補助対象事業でなくなったものについては、事業を廃止すること。やむを得ず従来どおりの事業を継続する場合は、削減できない理由等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。所轄省庁以外の補助金についても、情報収集を行い、財源の確保に努めること。

7　広域的な調整を必要とする事業については、企画政策課と連携して５市５町等の調整を図るとともに、その結果に基づき事前に方針決定を受けておくこと。

なお、要求する場合は、他市等の状況が分かる資料を提出すること。

8　各種施策について、近隣他団体の状況を調査比較し、突出した行政サービスとなっているものは見直しを検討すること。

9　公共建築物の管理保全に伴う維持補修については、公共施設マネジメント課と事前に十分協議し、適切な要求をすること。

10　下水道の供用開始に関連する経費については、下水道課と調整し、計上漏れのないようにすること。

11　関係部課等相互の連絡を密にして、事業が競合しないよう調整を図ること。

特に、同種の講座や教室を開催する場合は、関係各課等や各種団体等で協議し、統合に向けて検討すること。

なお、関係部課等間で未調整の事業又は重複要求の事業などは、全てゼロ査定とするので注意すること。

12　土地開発公社又は土地開発基金での土地購入又は土地開発公社若しくは土地開発基金からの土地の吸い上げを予定している場合は、事前に財政課と協議すること。

13　東海市シルバー人材センターで可能な業務については、同センターを積極的に利用すること。

14　国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基

づく調達方針により、市内の障がい者就労施設等からの物品等の購入に努めること。

15　新規及び増額の補助金等は、原則として認めないが、やむを得ず要求する場合は、事前に補助金交付要綱案により財政課と調整したうえで要求すること。

16　公共工事コスト縮減に積極的に取り組んだ要求内容とすること。

17　まちづくり協働推進事業については、積算基準に基づき適正に見積もること。

18　計画的に購入している物品については、現在の保有数量と今後の購入計画を年度ごとに予算見積書に記載すること。

19　特別会計については、その設置目的に従い、独立採算制を前提に一般会計に準じて見積もること。

20　消費税については、現行の制度にのっとり、課税対象のものは消費税を適切に転嫁して積算し、消費税率の引上げ及び軽減税率制導入に係る注意事項(キャビネット:財政課＞予算編成・債務負担管理システム関係)を参考に要求すること。

21　複数年にわたるハード及びソフト事業において、現在実施している事業であっても目的、必要性、実施時期を十分に考慮したうえで事業規模の縮小、廃止について再検討すること。また、試行的に実施している事業については、効果、必要性の検証を徹底的に行い、その結果を示したうえで要求すること。

22　投資的（ハード）事業については、今後のスケジュール及び総事業費を予算見積書等に記載すること。

23　視察研修などで市のバスを使用する事業については、令和６年（２０２４年）６月１８日検第７８号にて検査管財課から通知のあったバスの使用について（通知）の趣旨を踏まえ、道路運送法等の関連法令に抵触することがないよう必要に応じて視察研修方法の見直しを検討し、費用の節減に努めること。

24　提出にあたっては、各部・課等の長が十分内容を精査、調整したうえ、提出期限である**１１月２日（月）正午**までに必ず提出することとし、予算査定時に追加で要求することがないよう注意すること。